

他自治体条例の定義規定と実体規定

	千葉県	北海道	岩手県	さいたま市	熊本県	八王子市
定義 規定	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害又は高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p> <p>2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。</p> <p>(1) 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 イ～ロ 略</p> <p>(2) 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 イ～ロ 略</p> <p>(3) 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをする</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障がい」とは、心身の状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時々々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な制限を受ける状態をいう。</p> <p>2 この条例において「障がい者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害がある者（高次脳機能障害者及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）をいう。</p> <p>3～4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p> <p>(2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮（社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課すものと認められる場合を除く。）をしないこと。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 障害 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害又は発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害</p> <p>イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態</p> <p>(4) 障害者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 前号アに掲げる障害がある市民</p> <p>イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために、用具又は機器の提</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 差別 障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。</p>

他自治体条例の定義規定と実体規定

<p>こと。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 イ～ハ 略</p> <p>(5) 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 イ～ロ 略</p> <p>(6) 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 イ～ロ 略</p> <p>(7) 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 イ～ロ 略</p> <p>3 この条例において「障害のある人に対する虐待」とは、次の各号に掲げる行為をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p>			<p>供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。）をいう。</p> <p>(8) 差別 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。</p> <p>イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為 (ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為 (ア)～(ウ) 略</p> <p>エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。</p> <p>オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その</p>		
---	--	--	---	--	--

他自治体条例の定義規定と実体規定

				<p>他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。</p> <p>カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。</p> <p>キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。</p> <p>(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア～カ 略</p>		
--	--	--	--	--	--	--

他自治体条例の定義規定と実体規定

				(10) 後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であつて、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。		
実体規定	<p>(差別の禁止)</p> <p>第8条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。</p> <p>(虐待の禁止)</p> <p>第9条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。</p> <p>(助言及びあっせんの申立て)</p> <p>第21条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>(助言及びあっせん)</p> <p>第23条 知事は、第21条第1項又は第2項に規定する申立てがあつたときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(設置)</p> <p>第29条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすた</p>	<p>(道民等の理解の促進)</p> <p>第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(障がい者の権利擁護)</p> <p>第19条 道及び道民等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。</p> <p>(障がい者への配慮)</p> <p>第20条 道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において合理的配慮(障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう。)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待の禁止)</p> <p>第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)を行ってはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(設置)</p> <p>第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(以下「地域づくり委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第42条 地域づくり委員会の所掌</p>	<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待の禁止)</p> <p>第8条 何人も、障がいのある人に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(交流機会の拡大等)</p> <p>第9条 県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実を図るとともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(不利益な取扱い等に関する相談、助言等)</p> <p>第15条 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(差別の禁止)</p> <p>第9条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>(申立て)</p> <p>第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会(第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。)から当該差別に係る事案(以下「事案」という。)を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(助言及びあっせん)</p> <p>第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言及びあっせんを行うことについて審議を求めるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>(委員会の設置等)</p> <p>第15条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(虐待の禁止)</p> <p>第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。</p>	<p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</p> <p>第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。</p> <p>(虐待の禁止)</p> <p>第10条 何人も障害者に対し、次に掲げる行為(次条第1項において「虐待」という。)をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(助言又はあっせんの求め)</p> <p>第16条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(差別の禁止等)</p> <p>第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(合理的な配慮)</p> <p>第7条 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(市民等の理解の促進)</p> <p>第8条 市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(差別に関する相談、助言等)</p> <p>第15条 障害者及びその関係者は、障害者本人に係る差別に該当すると思われる事案(以下「対象事案」という。)について、市に相談することができる。</p> <p>2 市は、対象事案に関する相談があつたときは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(助言及びあっせんの申立て)</p> <p>第17条 障害者は、対象事案があるときは、市長に対し、対象事案を解決するために必要な助言及び</p>

他自治体条例の定義規定と実体規定

<p>め、障害のある人及びその支援を行う者、次条第1項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（分野別会議）</p> <p>第30条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。</p> <p>(1) 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野</p> <p>(2) 商品及びサービスの提供の分野</p> <p>(3) 労働者の雇用の分野</p> <p>(4) 教育の分野</p> <p>(5) 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野</p>	<p>事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>（北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部）</p> <p>第49条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～8 略</p>			<p>（成年後見制度等の利用の支援等）</p> <p>第23条 市は、後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（助言又はあっせん）</p> <p>第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。</p> <p>2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要ないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>第21条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第22条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。</p> <p>2～8 略</p>	<p>あっせんを行うよう申し立てることができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>（助言又はあっせん）</p> <p>第19条 市長は、第17条第1項又は第2項の申立てがあったときは、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会（第21条に規定する八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>（調整委員会）</p> <p>第21条 対象事案に係る申立てについて調査審議するため、市長の附属機関として、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。</p> <p>2～6 略</p>
---	---	--	--	--	--	---